

機関名：さいたま市教育委員会

業務内容：

- ・教育相談室における児童生徒・保護者への支援。
- ・学校等関係機関との連携・コンサルテーション。
- ・その他、教育相談室の運営補助や教育相談室において必要と認められる業務等

応募条件：

次の（１）～（３）のすべての要件を満たす人

（１）次のいずれかに該当する人

- ①公認心理師（令和５年３月３１日現在、公認心理師登録済みの人）
 - ②公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - ③一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイドンスカウンセラー
 - ④一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構認定に係る臨床発達心理士
 - ⑤一般社団法人特別支援養育士資格認定協会認定に係る特別支援教育士
- ※②～⑤については、令和５年３月３１日現在で資格を有し、令和６年３月３１日現在有効な資格を有する人

（２）心身ともに健康で職務に耐えうる人

（３）次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

勤務日・曜日：

週４日、さいたま市教育委員会が指定する曜日

勤務時間：

- ・午前９時から午後５時まで １日につき７時間
- ・休憩時間６０分

勤務場所・住所：

さいたま市教育委員会が指定する市内の教育相談室

さいたま市浦和区上木崎４－４－１０（※総合教育相談室の住所を記載）

給与・待遇：

- ・報 酬 時給 1, 3 5 5 円 （翌月払いとなります）
- ・費用弁償 通勤・出張に係る交通費相当分を本市規定により支給
- ・手 当 期末手当あり
- ・保 険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入
- ・休 暇 年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇・夏季休暇等）

採用予定日・採用期間

任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

勤務条件等は、令和5年3月2日現在での予定となりますので、変更の可能性があります。

応募方法：

さいたま市ホームページを参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/001/001/002/p084607.html>

締め切り：

随時 ※定員に達し次第、募集を終了します。

問い合わせ先：

さいたま市教育委員会 総合教育相談室 教育相談員 採用担当

電話番号：048-711-5479

機関のホームページ URL

さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/index.html>)